

対象顧客値引前後比較表（外税表記事業者用）

販売事業者登録番号： _____

実績報告後、県又は事務局が無作為に選定し対象顧客について、値引きの事実が確認できるもの（県の補助事業により値引きしたことを明示した検針票又は請求書の写し）を提出していただきます。

消費税額算定の際の端数処理方法		←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。				
No.	① 対象顧客の管理番号*	② 所在地 (市町村名まで)	③ 値引き実施日 (検針日等)	④ 値引き後の 請求月額(税抜)	⑤ 値引き前の 請求月額(税抜)	⑥ 値引き額 (税抜※) (⑤-④)
(例)	123-456	さいたま市	2月10日	3,500	6,030	2,300
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						

消費税額算定の際の端数処理方法

←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。

No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

消費税額算定の際の端数処理方法

←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。

No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						

消費税額算定の際の端数処理方法

←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。

No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						

消費税額算定の際の端数処理方法

←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。

No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
181						
182						
183						
184						
185						
186						
187						
188						
189						

消費税額算定の際の端数処理方法

←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。

No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
190						
191						
192						
193						
194						
195						
196						
197						
198						
199						
200						
201						
202						
203						
204						
205						
206						
207						
208						
209						
210						
211						
212						
213						
214						
215						
216						
217						
218						
219						
220						
221						
222						
223						
224						
225						
226						
227						
228						

消費税額算定の際の端数処理方法

←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。

No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
229						
230						
231						
232						
233						
234						
235						
236						
237						
238						
239						
240						
241						
242						
243						
244						
245						
246						
247						
248						
249						
250						
251						
252						
253						
254						
255						
256						
257						
258						
259						
260						
261						
262						
263						
264						
265						
266						
267						

消費税額算定の際の端数処理方法		←切り上げ、切り捨て、四捨五入から選択してください。				
No.	①	②	③	④	⑤	⑥
	対象顧客の管理番号*	所在地 (市町村名まで)	値引き実施日 (検針日等)	値引き後の 請求月額(税抜)	値引き前の 請求月額(税抜)	値引き額 (税抜※) (⑤-④)
268						
269						
270						
271						
272						
273						
274						
275						
276						
277						
278						
279						
280						
281						
282						
283						
284						
285						
286						
287						
288						
289						
290						
291						
292						
293						
294						
295						
296						
297						
298						
299						
300						
値引き額の合計						0

※ 値引き額（補助金）は非課税なので、値引き額に対する消費税額を販売事業者が支払う必要はありません。

* 別紙1に記載した対象顧客の管理番号と対応する番号を記載してください。